令 和 5 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (4月26日)

出席議員 · · · · · · · · · · · · 1
欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
職務のため議場に出席した者の職・氏名 · · · · · · 2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名・・・・・・・・・2
議事日程 · · · · · · · · · · 3
開 会 の 宣 告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
開議の宣告
議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・5
会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・5
・承認第1号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め
ることについて
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・ 7
•議案第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算(第1号)
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・ 15
・議案第2号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の額の決定について
閉 会 の 宣 告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
署 名

令和5年第1回岩泉町議会臨時会会議録(第1号)										
招集年月日	令和 5年 4月19日									
招集の場所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂									
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会 令和 5年 4月26日 午後 1時30分									
	閉	閉 会 令和 5年 4月26日 午後 2時15分								分
出席及び欠席議員 出席13人 欠席 0人 (凡例) 以 以 席 来	議員番号	日	.15		名	出欠の別	議員番号	氏	名	出欠の別
	1	千	葉	泰	彦	0	9	早 川	ケン子	0
	2	佐	藤	安	美	0	1 0	三田地	和彦	0
	3	៕	山	昌	典	0	1 1	合 砂	丈 司	0
	4	畠	山	和	英	0	1 2	三田地	泰正	0
	5	(欠	番)		1 3	八重樫	龍介	0
	6	Ξ	田地	久	志	0	1 4	菊地	弘 已	0
	7	林	﨑	竟	欠郎	0				
	8	坂	本		昇	0				

会議録署名議員	1 番	千 葉 泰	彦	2 番	佐藤安美
	3 番	畠 山 昌	典		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	中川原 克	彦	主 査	石 垣 直 美
	主 查	古舘利	佳		
地方自治泉の 121条の説明 によめ出 で を が 出 の 形 の の の の の の の の の の の の の の の の の	町 長	中居健	_	副町長	三浦英二
	教 育 長	袰 岩 千	裕	総務課長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木	真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町民課長	山 岸 知	成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木	章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三上訓		上下水道課長	佐藤哲也
	消防防災課長	山内基	副	危機管理課長	應家義政
	教育次長	佐々木	训		
議事日	程別紙議	事日程の	ح	おり	
会議に付した事	事件 別 紙	の と	お	ŋ	
議事の経	過別紙	の と	お	b	

令和5年第1回岩泉町議会臨時会

議 事 日 程(第1号)

令和 5年 4月26日(水曜日)午後 1時30分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第1号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 4 議案第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算(第1号)

日程第 5 議案第2号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の額の決定について 閉 会 の 宣 告



◎開会の宣告

○議長(菊地弘已君) ただいまから令和5年第1回岩泉町議会臨時会を開会します。 ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。 (午後 1時30分)

◎開議の宣告

○議長(菊地弘已君) これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(菊地弘已君) 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地弘已君) 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、千葉泰彦さん、 2番、佐藤安美さん、3番、畠山昌典さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長(菊地弘已君) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、4月26日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地弘已君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地弘已君) 日程第3、承認第1号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専 決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長(三上義重君) 承認第1号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分 に関し承認を求めることについて。

岩泉町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、 別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和5年4月26日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、岩泉町税条例の一部を改正する条例を設け、及び同日から施行する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項により別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日、岩泉町長、中居健一。

今回の改正でございますが、地方税法をはじめとする関係法令等の改正に伴います本 町税条例の改正でございまして、併せて条ずれ、文言の修正等、所要の整理も行うもの でございます。改正分の文言だけでは分かりにくく、10ページからの参考資料1の新旧 対照表も多数ページにわたるものでありますことから、最後の38ページから39ページに 参考資料2としまして今回の改正内容を要約した資料をおつけしてございます。

主な改正内容をお伝えいたします。1つ目でございますが、まず令和6年度から森林環境税が導入されることに伴い、町が個人住民税と合わせ、1人年額1,000円を賦課徴収するための改正を行うものでございます。

次に、住民税関係でございますが、給与所得者の年末調整において扶養親族等が前年 と異動がない場合、簡素化して申告できるとされたこと、また肉用牛売却による個人住 民税所得割の減免期間が令和9年度まで延長、優良住宅地の造成等による土地の長期譲渡所得の特例が令和8年度まで延長されたことにより改正を行うものでございます。また、軽自動車税でございますが、原動機付自転車の3輪以上のものの規格が改正され、3輪の特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードについて種別を明確化する改正を行うものでございます。

最後に、国民健康保険税でございますが、後期高齢者支援金等課税限度額を2万円引き上げ、全体で104万円とする改正を行うものであります。

以上が改正の概要でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(菊地弘已君) これから承認第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地弘已君) 質疑なしと認めます。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地弘已君) 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地弘已君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

- ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
- ○議長(菊地弘已君) 日程第4、議案第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算(第 1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長(三上義重君) 議案第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算(第1号)。

令和5年度岩泉町の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,262万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億7,962万4,000円とする。 第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

令和5年4月26日提出、岩泉町長、中居健一。

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、議案第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明させていただきます。今回の補正予算につきましては、物価高騰等の影響を受ける住民税非課税世帯や、低所得の子育て世帯に対する支援を講じたほか、併せて新型コロナウイルス感染症関連国庫負担金等の精算に対応する予算を計上したところでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願いたいと思います。なお、別冊のつづりとしましてお配りしております令和5年度補正予算新規事業等概要につきましては、後ほど担当課長から説明がございますので、ここでは主な補正予算項目をご説明させていただきます。

3款1項1目社会福祉総務費、18節に低所得世帯支援給付金5,550万円を追加しております。これは、物価高騰等の影響を受ける令和5年度の住民税非課税世帯への支援として1世帯当たり3万円を給付するものでございます。

次に、次のページ、8ページでございます。2項1目児童福祉総務費、18節に子育て世帯生活支援特別給付金425万円を追加しております。これは、物価高騰等の影響を受ける低所得の子育て世帯への支援として児童1人当たり5万円を給付するものでございます。

また、4款1項2目予防費、22節には新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金等精算返還金1,026万5,000円を追加しております。これは、令和3年度に実施した新型コロナウイルスワクチン接種に係る精算返還金でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。6ページにお戻り願いたいと思います。14款 2項1目総務費国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,676万 円を計上しております。今年度示された交付限度額9,581万2,000円の一部を予算化する ものでございます。

15款2項2目民生費県補助金では433万円を計上しております。これは、子育て生活支援特別給付金の支給に対する県補助金でございます。なお、18款2項1目財政調整基金繰入金で1,153万4,000円を増額計上し、この財源調整を行ってございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(菊地弘已君) 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、先に歳出を目ごとに、次に歳入を項ごとに質 疑することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地弘已君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法は先に歳出を目ごとに、次に歳入を項ごとに質疑することに 決定しました。

これから歳出の質疑を行います。 7ページをお開きください。 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、ここで新規事業の説明を求めます。

山岸知成町民課長。

○町民課長(山岸知成君) それでは、新規事業の説明をさせていただきますので、令和 5年度補正予算新規事業等概要の2ページをお開きください。

事業名は、低所得世帯支援給付金事業であり、事業実施主体は岩泉町。

事業の目的としましては、物価高騰等による負担増を踏まえ、生活、暮らしの支援を 行う観点から令和5年度の住民税が非課税の世帯に支給するとしています。

事業の内容としましては、支給対象世帯は、基準日令和5年6月1日において当町の住民基本台帳に記録され、世帯全員の令和5年度の住民税が非課税である世帯でありますが、今回は課税世帯から扶養受けている受けていないにかかわらず、住民税非課税世帯全てに給付することとしています。

給付金の額は、1世帯当たり3万円。

事業費は5,676万円で給付金分が1,850世帯分、5,550万円、事務費が126万円です。

給付のスケジュールとしましては、本年7月上旬には支給案内の送付とともに広報紙、 ぴーちゃんねっとでも周知し、7月中旬からは順次支給してまいります。受付期間は、 令和5年10月31日火曜日までとします。特記事項としまして、本給付金は新型コロナウ イルス感染症対応地方創生臨時交付金を10分の10充当し、実施するものであり、事業費 5,676万円は全額国庫補助金を充当し、実施するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

- ○議長(菊地弘已君) 説明が終わりました。
 - 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に入ります。質疑はありませんか。 13番、八重樫龍介議員。
- ○13番(八重樫龍介君) 今回の新規事業について何点かお伺いします。
 - 1世帯当たり3万円と支給額を決定されましたが、根拠はどこから来たのかお伺いします。
- ○議長(菊地弘已君) 山岸町民課長。
- ○町民課長(山岸知成君) お答えします。

まず、今回の交付金の算定におきましては、これから冬頃を基準とするようでございますけれども、非課税世帯1世帯当たり3万円を基準として算定しますということで、国のほうでルールを定めております。もう既にマスコミ等で3万円というのがかなりもう先行して出ておりまして、市町村の判断によってこれを例えば1万円にするであるとか5万円にするであるとか、対象をまた別にするであるとかということも可能ではあるのですけれども、現在の状況からはそのまま3万円で給付するのがスムーズにいくだろうというようなところでございます。

- ○議長(菊地弘已君) 13番、八重樫議員。
- ○13番(八重樫龍介君) そこで、支給に当たりまして、受付期間が10月31日まであるということは、これはやはり案内を送付して申請を受けてからの支給になると思うのですが、前にも質問しましたが、申請を受けないで確認が取れたらば、確認といいますか、申請を受けないで対象者は分かっているわけですから、直接送付する、支給するということは考えられないでしょうか。
- ○議長(菊地弘已君) 山岸町民課長。

○町民課長(山岸知成君) お答えします。

まず、最初の対象者を絞る話というか、そこのご質問でございますけれども、まずこれから手続を取らせていただきますけれども、国のほうに本人の同意がなくても所得を確認できるような状況というか、そういったものをこれから手続をして、そういった環境をまず整えさせていただきます。その後、支給の事務を進めるわけですけれども、現在のところ既に令和4年度において他市町村において一方的にといいますか、対象者を絞って給付をした事例はございますけれども、お話を伺いますと、全てがうまくいっているわけではなくて、この口座ではないとか、そういったようなトラブルも起きているようなのです。傾向とすれば何か世帯に新たに人が増えたとか、逆に世帯員が減ったとか、そういった動きに合わせて、そういったトラブルが出やすい傾向はあるやには聞いておりますけれども、そういったところを考えると、積極的にいきたいところではありますけれども、慎重に取り扱いたいなと。ただ、議員おっしゃるとおり、手続が簡単でスムーズに支給されるというのは本当にいいことだと思いますので、そういった形にできるだけ持っていくような形をこれから検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(菊地弘已君) ほかに質疑ありませんか。
 - 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(菊地弘已君) 質疑なしと認めます。
 - これで1目社会福祉総務費を終わります。
 - 3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に入ります。
 - ここで、新規事業の説明を求めます。
 - 三浦政宏健康推進課長、どうぞ。
- ○健康推進課長(三浦政宏君) 新規事業概要の説明をさせていただきます。

事業名、子育て世帯生活支援特別給付金事業でございます。事業実施主体、岩泉町となります。

事業の目的でございます。物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものでございます。

事業の内容でございます。 1、支給対象者、(1)、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給を受けた者であって、対象児童(令和5年度末で18歳(障害のある児童については20歳)以下の児童)を養育する者。

- (2)、平成17年4月2日(障害のある児童については、平成15年4月2日)から令和6年2月29日までの間に出生した児童を養育する者であって、物価高騰等の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の水準となった者。
 - 2、給付金の額、対象児童1人につき5万円。
- 3、事業費433万円、(1)、給付金ですが、425万円を見込んでおります。85人分となります。(2)、事務費8万円を見込んでおります。内訳といたしましては、時間外勤務手当、消耗品費、通信運搬費、手数料となります。
- 4、支給方法でございます。(1)、申請不要の支給(積極支給)でございます。上記の1、(1)の者に対しましては、令和5年5月末までに令和4年度の給付金の指定口座へ振込という形で支給したいと思います。(2)、申請による支給、上記1、(2)の者に対しましては、令和6年3月15日までに申請を受け付けまして、書類審査の上、指定口座への振込を随時行ってまいります。
- 5、その他、児童扶養手当を受給している低所得のひとり親世帯等にあっては、岩手 県からの支給となるものでございます。

特記事項といたしまして、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、 補助率10分の10ということでございます。

財源内訳といたしましては、県補助金を全額の433万円を見込みます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長(菊地弘已君) 説明が終わりました。

3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地弘已君) 質疑なしと認めます。

これで1目児童福祉総務費を終わります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地弘已君) 質疑なしと認めます。

これで2目予防費を終わります。これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。6ページをお開きください。14款国庫支出金、2項国 庫補助金、質疑はありませんか。

4番、畠山和英議員、どうぞ。

○4番(畠山和英君) ご説明ですと、国からの本年度の交付金が示され、合計9,580万円、まだ約4,000万円ほどあるわけですけれども、これも含めまして、ちょっと関連してお尋ねします。

今2つの支援の予算が示されて、今回補正が今ありました。補正というか提案されました。その中で、これは国、県が方向決めているやつのものかなと思いますが、昨年来の物価高、ずっと続いているわけですが、今の町の状況を見て、あるいは町独自あるいは県もさらに新聞等でも物価高に対して報道ありますけれども、町としては今後どのようなスケジュールで、どのように物価高に今の現状をどのように捉えて、物価高に対応を今後していこうとしているのかお尋ねします。

- ○議長(菊地弘已君) それでは、三上義重総務課長、どうぞ。
- ○総務課長(三上義重君) それでは、歳入のほうの交付金の関係でございますけれども、現在本年3月28日付の閣議決定で、国のほうで1兆2,000億円ほどの予備費を使っての交付金が各市町村に交付されるということでございまして、県におきましても現在4月の臨時議会に向けまして大体49億円ほどの予算のほうを今準備しているようでございます。内容のほうも、やはり幅広く事業者支援、また生活支援等ということで計上されるようでございます。本町におきましても、先ほど議員からもお話ありましたが、今回は国のまず進めなさいという制度に基づいて進める分ではございますが、残っている交付金の部分はこれから今6月補正、6月の定例会の補正に何とか急ぐ分はまず計上できればということで、各課で今検討のほうをしているところでございます。情報収集及び検討を進めているところでございます。その中で、必要な部分に対する予算の措置をしておきまして、それでも時期がまだ間に合わないようであれば臨時議会等、私どもも考えながら、交付金を使って事業のほうを進めてまいりたいと。国におきましても、今のところ

は、現在9,580万円ほどの限度額とお話ししましたが、中身も低所得世帯のほうが3,979万円で、推奨事業メニューという2つに分かれておりまして、推奨事業メニューのほうが生活支援なり事業収入に充てられることになっておりまして、実際の低所得世帯のほうも、先ほど担当課から説明ありましたが、5,500万円ほどかかっていますので、実際積算が、国のほうはまだ前年の7割ぐらいで計算した分で来ていて、できれば12月ぐらいにはまた追加というのは連絡が入ってございますので、その辺も見極めながら、有効に交付金を活用して、必要なところにカンフル剤を打っていきたいと思ってございます。

○議長(菊地弘已君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地弘已君) 質疑なしと認めます。

これで2項国庫補助金を終わります。

次に、15款県支出金、2項県補助金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地弘已君) 質疑なしと認めます。

これで2項県補助金を終わります。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地弘已君) 質疑なしと認めます。

これで2項基金繰入金を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。これで議案第1号の質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地弘已君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地弘已君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地弘已君) 日程第5、議案第2号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の 額の決定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長(三上義重君) 議案第2号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の額の決 定について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項 第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

- 1、損害賠償額、111万3,305円。
- 2、和解及び損害賠償の相手方、住所、宮古市磯鶏沖12番18号、氏名、株式会社鈴木 測量設計、代表取締役、鈴木史章様。

令和5年4月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。庁用車の事故により損害を与えた相手方と和解し、及び損害賠償の額を決定しようとするものである。

本件は、本年、令和5年2月7日に岩泉町岩泉字指畑7番地2先の国道455号路上において、相手車両に損害を与えた事故でございまして、次のページに事故概要等の参考資料、また3ページに仮示談書の写しを添付してございます。このたびは、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(菊地弘已君) 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、三田地久志議員。

○6番(三田地久志君) 事故の当事者は、反省もしているだろうし、今後はより気をつけて運転すると思うので、事故のことではなくて、事故車両で相手方の年式が不明という記載である。普通車検証を積んで走っているはずなので、不明ということで、どうや

って積算根拠を出したのだろう。 車両の積算根拠はどのように出したのか。 いろんな調べ方があるとは思うのですが、この場合にはどのような措置でしたのか。

- ○議長(菊地弘已君) 三上総務課長。
- ○総務課長(三上義重君) 賠償の額のほうの積算の関係でございますけれども、公用車の事故の場合は全国自治協会自動車損害共済のほうに加入してございまして、そちらのほうの自動車共済事故調査事務所、そちらが調査に入ります。実際のところは、もう相手方との交渉等はここの調査事務所が行いまして、その中で年式等もつかんでいるのですが、うちのほうに来る情報のほうでは不明ということでございまして、実際のところは調査会社のほうでの積算の中で年式等も確認して、それでの賠償額のほうの積算になってございました。
- ○議長(菊地弘已君) 6番、三田地議員。
- ○6番(三田地久志君) だとすると、議会に提示するときには不明というと、いろんな 臆測が、相手がどうなのだという話にもなってくると思われますが、保険事務所で分か っているのであれば、聞いて、今回も不明等ではなくて、きちんと根拠を示す必要があ ったのではないかなと思います。

それから、仮示談書で修理費やレンタカー費やレッカー費、もろもろその他とありますが、どの程度ぐらいずつ車両に支払うことになるのか、それぞれがお分かりでしたら、 お示しください。

- ○議長(菊地弘已君) 三上総務課長。
- ○総務課長(三上義重君) 不明という表記のほうにつきましては、今後確認の際には、 こちらのほうも聞き取りしながら、やっていきたいと思います。実際は、算定の際には、 調査会社のほうで聞き取っておりましたので、そちらはご了解いただきたいと思います。 それで、内容のほうですけれども、111万円何がしの内容は、修理のほうが大体97万円 弱、あとはレンタカー代が11万2,000円ほど、そのほかレッカーのほうが3万円というこ とがうちのほうで相手方に対する賠償額になってございます。当町の車両のほうは、前 面部分が破損しまして、一応全損になってございました。
- ○議長(菊地弘已君) 6番、三田地議員。
- ○6番(三田地久志君) 今の答弁聞いて、全損、あるいは相手車両が97万円ということ

であれば、体に何らかの影響がなかったのかというところも非常に心配なわけです。それで、今後むち打ちだとかなんとかということが出てこないのかどうなのかというところはどうなのでしょうか。

- ○議長(菊地弘已君) 三上総務課長。
- ○総務課長(三上義重君) 体のほうに対する被害等々ということでございますが、事故 のほうが2月7日でございまして、そちらからもう2か月経過しておりますが、相手方 にも確認いたしまして、まず身体のほうは問題ないということで伺ってございました。
- ○議長(菊地弘已君) 8番、坂本議員。
- ○8番(坂本 昇君) 私も同じように心配するのは、全損的にして、今むち打ちがなく ても、1か月、2か月で出る症状ではないかと思いますので、一応示談書では決まった とは言いながらも、継続的な様子見は必要ではないかなと思っております。

それで、事故のことは、ちょっと起こる原因は、常にもう潜んでいるとは思うのですが、この場合に冬なので、追突となればスリップで行ったのか、脇見なのかというふうな原因をつかめているのかというのは、絶対再発をさせてはいけないという気持ちからお伺いするわけですが、そういう原因については特定できているのかどうかはいかがですか。

- ○議長(菊地弘已君) 三上総務課長。
- ○総務課長(三上義重君) まず最初は、相手方の方に関しましては、まず示談が成立しまして、その後も状況のほうはちょっとお伺いしながらとは思ってございます。

それで、次の事故の原因といいますかですが、こちらのほう、運転中に助手席に荷物を置いておりまして、ちょうど高齢者の給付するものとか、荷物積んでいたのですけれども、そちらの物が落ちてしまって、そちらに注意が行ってしまったようでございます。 そのために、前方のほうが不注意になりまして、それで気がついたときには前に車がいましたというふうな状況だったようでございます。

- ○議長(菊地弘已君) 8番、坂本議員。
- ○8番(坂本 昇君) いずれいろんな想定でということは、助手席に置く場合は落ちないように措置をしておいてくださいとかというふうなこともあると思います。ですので、こういう事故があった場合の喚起の方法として、一般的にお話しする方法と、個人には

大変申し訳ないですが、そうではなくて職員全員、これは町民が全部のことだと思うのですけれども、こういう事態で事故起こる率もあるということはぜひ強く喚起していただきたいと思います。というのは、県内でもこの前盛岡で4台の追突事故があって1人死亡したと。だけれども、実際に現場に行ってみた人は8台なそうです。ですので、相当大きな事故にもつながっているという実態もありますので、そこのところはくれぐれも喚起して、無事故の啓発に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

○議長(菊地弘已君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地弘已君) これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地弘已君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地弘已君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(菊地弘已君) 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午後 2時15分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議	長				
		 菊	地	弘	巳
署名議員	基 昌				
		千	葉	泰	彦
ш <i>ь</i> э	v ==	 			
署名議員	蔑 貝	佐	藤	安	美
署名請	養員	<u>.</u>	r		Ш
		畠	Щ	昌	典